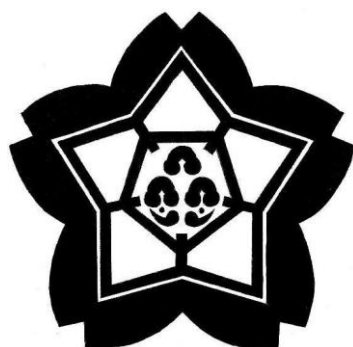


| |
|------|
| 学校番号 |
|------|

| |
|-----|
| 126 |
|-----|



いじめ防止基本方針

平成31年4月

金沢市立金石町小学校

はじめに

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の方も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

このような中、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された。

さらに、同年10月11日には、法第11条第1項の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。

金沢市では、「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（金沢子ども条例）を制定しており、子どもの人格を尊重し、子どもが憲法や子どもの権利条約に規定されている様々な権利を有していることを認識して、自ら考え判断し行動する力や、健やかで思いやりの心などを持つ子どもを市民みんなで育てていくことを目指してきた。

金沢市教育委員会では、いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであるとの認識の下、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底するよう指導してきた。さらに、平成18年度には関係機関との連携によるいじめの問題への対応に資する「いじめ対策サポートチーム」を、平成25年度にはいじめ等の生徒指導の諸問題について、学校への指導・助言を行う「生徒指導支援室」を設置し、学校におけるいじめの防止等の取組を支援してきた。

このたび、平成29年3月16日「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定に伴い、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題への対応について、さらなる充実を図るため、平成26年2月に策定（平成29年12月20日改定）した「金沢市いじめ防止基本方針」を見直すものである。それに伴って、本校いじめ防止基本方針を改定したものである。

目 次

| | | |
|----|----------------------------|----|
| 第1 | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | |
| 1 | いじめの定義 | 1 |
| 2 | いじめの理解 | 1 |
| | (1) いじめの基本的な考え方 | |
| | (2) 犯罪につながるいじめ | |
| | (3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴 | |
| 3 | いじめの防止等に関する基本的な考え方 | 3 |
| | (1) いじめの未然防止 | 3 |
| | ① いじめを許さない雰囲気づくり | |
| | ② 分かる授業づくりの推進 | |
| | ③ 自己有用感や自己肯定感の涵養 | |
| | ④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定 | |
| | (2) いじめの早期発見 | 4 |
| | ① アンケート調査や教育相談の実施 | |
| | ② 教師と児童の信頼関係の構築 | |
| | ③ 家庭や地域との連携 | |
| | ④ 教職員間の情報共有 | |
| | (3) いじめへの対処 | 4 |
| | ① 組織的な指導体制の確立 | |
| | ② インターネットを通じて行われるいじめへの対応 | |
| | (4) 学校・家庭・地域との連携 | 5 |
| | (5) 関係機関との連携 | 5 |
| | (6) いじめが「解消している」状態 | 5 |
| | ア いじめに係る行為が止んでいること | |
| | イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと | |
| 第2 | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 6 |
| 1 | いじめの防止等のために実施する施策 | 6 |
| | (1) いじめ問題対策チームの設置(常設) | 6 |
| | ① 目的 | |
| | ② 構成 | |
| | ③ 役割 | |
| | (2) いじめの防止等の取組の基本的考え方 | 7 |
| | (3) いじめの防止等の具体的な取組 | 11 |

- ① 授業改善に関わる取組
- ② 道徳教育や人権教育等の充実
- ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ④ 児童会の取組
- ⑤ 情報モラル教育の充実
- ⑥ アンケートや教育相談
- ⑦ 校内研修の実施
- ⑧ 家庭や地域との連携
- ⑨ 年間指導計画表

(3) いじめの早期発見に関する留意事項 15

- ① 学校で分かるいじめ発見のポイント
- ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

(4) いじめへの対処に関する留意事項 18

- ① いじめを受けている児童への対応
- ② いじめを行っている児童への対応
- ③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応
- ④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応
- ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

2 重大事態への対処 20

(1) 重大事態の発生と報告 20

- ① 重大事態の意味
- ② 重大事態の報告

(2) 重大事態の調査 21

(3) 調査結果の提供及び報告 21

- ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供
- ② 調査結果の報告

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 22

1 学校いじめ防止基本方針の公表 22

2 主な相談機関の案内 22

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「国の基本方針」文部科学省）

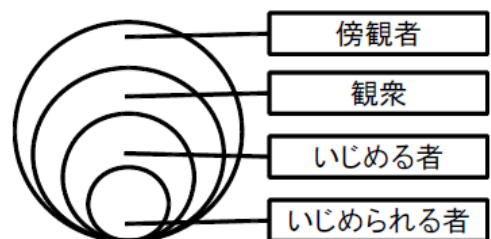
【本基本方針で使用する用語の略称について】

- ・「法」…いじめ防止対策推進法
- ・「国の基本方針」…いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- ・「重大事態ガイドライン」…いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月策定）
- ・「金沢市基本方針」…金沢市いじめ防止基本方針
- ・「学校基本方針」…学校いじめ防止基本方針
- ・「連絡協議会」…金沢市いじめ問題対策連絡協議会
- ・「対策委員会」…金沢市いじめ防止等対策委員会
- ・「教育委員会」…金沢市教育委員会
- ・「生徒指導支援室」…金沢市教育委員会学校指導課生徒指導支援室
- ・「研修相談センター」…金沢市教育プラザ研修相談センター

2 いじめの理解

(1) いじめの基本的な考え方

- ・ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」に関しては、多くの児童生徒がいじめられる側、いじめる側を入れ替わりながら経験するものである。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ・ いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているものである。また、学



「いじめの四層構造」

級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）も深く影響している。

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるものである。例えば、けんかやふざけ合いであっても児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応し、場合によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

【いじめは笑いに隠される】

- ・ いじめられる児童生徒は、自分がいじめられているという事実を認めたくないと思い、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうすることがある。
- ・ このことが、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがあるだけでなく、いじめる児童生徒から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。

（「いじめを見逃さない学校づくり」H24.10 石川県教育委員会）

(2) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【学校において生じる可能性がある犯罪行為等について（事例）】

- ・ 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・ 顔を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→【傷害】（刑法第 204 条）
- ・ プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする
→【暴行】（刑法第 208 条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる
→【強要】（刑法第 223 条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る→【強制わいせつ】（刑法第 176 条）
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→【恐喝】（刑法第 249 条）
- ・ 教科書等の所持品を盗む→【窃盗】（刑法第 235 条）
- ・ 自転車を故意に破損させる→【器物損壊】（刑法第 261 条）
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・ 校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る→【脅迫】（刑法第 222 条）
- ・ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」などと悪口を書く
→【名誉毀損、侮辱】（刑法第 230 条、231 条）
- ・ 携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する→【児童ポルノ提供等】（児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条）

（「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」H25.5.16 文部科学省）

(3) インターネットを通じて行われるいじめの特徴

インターネット上でのメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{※1}等を利用したいじめは、次のような理由から、特に大人の目に触れにくく、より一層発見が難しい。

- ・匿名性の高さから、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- ・情報のやり取りが容易に速くできるため、いじめが思わぬ速さで深刻化する。
- ・画像や動画の所持・加工・拡散といった二次的な被害が生じやすく削除が困難である。
- ・パスワードをかけた仲間内で発生していることがある。 等

インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることから、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うことが必要である。

※1 「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」…参加者が互いに友人を紹介し合って、新たな友人関係を広げることを目的に設けられたインターネット上のサイトのこと。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。その際、「自分で みんなで考える金沢型学習スタイル」（金沢市教育委員会）を参考に、授業改善に努める。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認

められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査（年6回）や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけなどを通して信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと断って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を

置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) 学校・家庭・地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。例えば、学校がPTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

(6) いじめが「解消している」状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策チームにおいて、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を、日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭等とし、実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

また、必要に応じて学級担任等が加わるものとする。校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し

- ・ いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・ 取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・ 授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・ 学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・ P D C A サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・ 各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・ 児童会が主体となった取組の推進
- ・ 学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・ P T A や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・ 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・ 相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・ 関係教職員の招集及び役割分担
- ・ 教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・ 対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ スクールカウンセラーや支援員等の活用 等

キ 重大事態への対応

- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 教育委員と連携した対応 等

(2) いじめの防止等の取組の基本的な考え方

① いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参

加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていくことである。

ア いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行った児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けた児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 分かる授業づくりの推進

児童生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり、分かりやすい授業づくりを進めていくことが大切である。

また、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」（平成27年12月 金沢市教育委員会）を参考に、授業改善を推進することが必要である。

ウ 障害のある児童生徒等への支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差等から、いじめが行われることのないよう外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、LGBT等について、教職員への正しい理解の促進や、学校の必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 自己有用感^{*4}や自己肯定感^{*5}の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童生徒が、「認められている」、「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、「他者の役に立っている」と感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

- ※4 「自己有用感」…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。
- ※5 「自己肯定感」…「ありのままの自分でいいんだ」など、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

オ 児童生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

② いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

ア アンケート調査や教育相談の実施

全ての学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意しなければならない。

イ 教師と児童生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童生徒の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりが必要である。休み時間や放課後等での会話や声かけ、生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童生徒から教職員に相談があった場合、後で話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する必要がある。

ウ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、児童生徒が健やかに成長するよう学校と家庭、地域が一体となって見守ることができるよ

うに支援していく必要がある。

エ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、学校全体で組織的に共有することが必要である。

③ いじめへの対処

いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア 組織的な指導体制の確立

学校は、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちにその行為を止めるとともに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有した後、組織的に対応する。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

イ 関係機関との連携

学校がいじめを認知した際、校長は、責任を持って教育委員会に報告する。

学校や教育委員会が、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、学校は直ちに削除するための措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関を周知するとともに、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

(3) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、「自分でみんなで考える金沢型学習スタイル」(金沢市教育委員会)を参考にし、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・教職員相互で授業を参観し合う。
- ・毎月、学習規律強化週間を設ける。
- ・児童が自分の意見や考えを表現する場や、友達の意見や考えを認め合える場を設定する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・週案に内容項目を明記し、ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・人権週間に、共通の題材(絵本、ビデオ、その他の資料等)を用いて人権に関わる授業を実施する。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・各学年、行事等において児童に役割を与える。
- ・児童会の委員会活動や縦割りグループ活動を充実させる。
- ・学期に1回以上構成的グループエンカウンターを実施する。

④ 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・あいさつ運動を行う。
- ・いじめ撲滅ポスターや標語を作成する。
- ・児童集会でいじめ防止を訴える。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・外部の講師を招き、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥ アンケートや教育相談

年間に複数回(学期に1回以上)のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・年に6回「いじめアンケート」を実施し、相談週間を設けて「教育相談」を実施する。そのうちの1回は、無記名で行う「金沢市いじめアンケート」「金沢市『携帯電話・インターネット』アンケート」を活用し、いじめの背景等の実態把握に努める。
- ・必要に応じていじめ問題対策チームや児童理解の会を開催し、対応や共通理解を図る。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・いじめの事例検討会を実施し、校内体制の確認を行う。
- ・構成的グループエンカウンターの校内研修会を行う。

⑧ 家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・育友会と生徒指導連携委員会を設置し、毎月情報交換をする。
- ・学童クラブや地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。

⑨ 年間指導計画表

| 月 | 学校行事等 | いじめの防止等に関わる取組 | | | | | | | |
|----|---|------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|------------------------------|----------------------|----------------------------------|----------------------|----------------------------|
| | | ① 授業改善に関わる取組 | ② 道徳教育や人権教育等の充実 | ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組 | ④ 児童会や生徒会の取組 | ④ 報モラル教育の充実 | ⑥ アンケートや教育相談 | ⑦ 校内研修の実施 | ⑧ 家庭や地域との連携 |
| 4 | 始業式・入学式 授業参観 育友会総会 スクールフォーラム 遠足 | 重点の確認 1学期の取組の共通理解 | 重点項目の確認 道徳の年間指導計画表の配付 | 特別活動の全体計画・年間計画の確認 グループエンカウンターの実施 | 児童会目標の作成 金沢「絆」プロジェクトの取組開始 | 情報モラル教育年間指導計画の確認 | | 職員会議（学校いじめ防止基本方針の周知） | 保護者懇談会 学校いじめ防止基本方針の周知 |
| 5 | 運動会 | | | 運動会のふり返し | | | いじめアンケート・教育相談 | | 家庭訪問 学童クラブとの情報交換 |
| 6 | | | | | | | | 校内研修会（事例検討） | 学校運営協議会 |
| 7 | 授業参観 終業式 通知表渡し | 取組の分析・改善点の明確化 | 道徳授業の実施状況確認 | 1学期のふり返しボランティア活動 | 金沢「絆」の日の取組 | | いじめアンケート・教育相談 | | 保護者懇談 |
| 8 | | 2学期の取組の共通理解 | | | | 情報校内研修会 | | エンカウンター校内研修会 | |
| 9 | 始業式 遠足 | | | | | スマホ・ケータイ安全教室 | いじめアンケート・教育相談 | | 保護者懇談会 |
| 10 | 授業参観 マラソン記録会 | 公開研究発表会 | | マラソン記録会のふり返し | | | 金沢市「いじめアンケート」「携帯電話・インターネット」アンケート | | スポーツ団体との情報交換 |
| 11 | | | | | | | | | 学校運営協議会 |
| 12 | なわとび月間 終業式 通知表渡し | 取組の分析・改善点、3学期の取組の共通理解 | 人権週間の取組 道徳の時間の実施状況の確認 | 2学期のふり返し | 金沢「絆」会議 | | いじめアンケート・教育相談 | | 保護者懇談 |
| 1 | 始業式 授業参観 スクールフォーラム | | | | 金沢「絆」プロジェクト計画 | | | 校内研修会（各種調査結果の分析） | 学校評議員会 |
| 2 | 6年生を送る会 | 取組の分析・改善点の明確化 | 道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し | 6年生を送る会のふり返し | | 情報モラル教育の年間指導計画の見直し | いじめアンケート・教育相談 | | いじめアンケート分析結果の提示 学校運営協議会 |
| 3 | 卒業式 修了式 | 次年度の重点の確認 | 次年度の重点項目の確認 | 特別の全体計画・年間計画の見直し 1年間のふり返し | ふり返し | | | | |
| 通年 | | 学習規律強化週間 生徒指導の機能を生かした授業改善 | 年間指導計画に基づく道徳の時間の実施 | 児童会の委員会活動の充実 | あいさつ運動 | 年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施 | | | 学校だより 保護者への連絡 |

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

- いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

| 発見の機会 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|-------|---|---|
| 朝の会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる | <ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい |
| 授業開始時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る | <ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている |
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる | <ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す |
| 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く |
| 給食時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる | <ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る |

| | | |
|-------|--|--|
| 清 掃 時 | ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る | ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です |
| 放 課 後 | ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する | ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る |

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

| 発見の機会 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|---------|--|--|
| 授 業 中 | ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている | ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている |
| 休 み 時 間 | ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている | ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている |
| 給 食 時 間 | ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける | ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う |
| 清 掃 時 | ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている | ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする |
| 放 課 後 | ○ 自分の用事に付き合わせる | ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る |

<注意しなければならない児童の様子>

| 様子等 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|--------|--|--|
| 動作や表情 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする | <ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる |
| 持ち物や服装 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される | <ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる |

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。

- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気や学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難と

しての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・ 子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・ 頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・ いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・ 子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・ いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・ 家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（法第28条第1号）

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(法第 28 条第 2 号)

○ 「相当の期間」の目安は年間 30 日

○ 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態については、国の基本方針及び重大事態ガイドラインを踏まえ、適切に対応する。

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。

いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

2 主な相談機関の案内

| 相談機関 | 電話番号 | 受付時間 |
|--|--|--|
| 金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル | 0120-92-8349 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ いじめ電話相談 | 076-243-1019 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ 電話相談 | 076-243-0874 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザこども総合相談センター (金沢市児童相談所) ・虐待通報 ・全国共通ダイヤル(厚生労働省) | 076-243-4158 076-243-8348 189 | 月～金 9:00～17:45 24時間受付 |
| 石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン | 076-298-1699 | 24時間受付 |
| (全国統一) 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | 24時間受付 |
| 石川県心の健康センター(相談課) | 076-238-5750 | 月～金 8:30～17:15 |
| 石川県家庭教育電話相談 | 076-263-1188 | 月～金 9:00～13:00 |
| 金沢地方法務局 子どもの人権110番(法務省) みんなの人権110番 (インターネット人権相談窓口) ※SOSミニレター(無料) | 0120-007-110 0570-003-110 (メール相談可) | 月～金 8:30～17:15 24時間受付 |
| 金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 (金沢法務少年センター) | 076-222-4542 | 月～金 9:00～16:00 |
| 石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン | 0120-61-7867 0120-497-556 | 24時間受付 月～金 9:00～17:45 |
| 金沢こころの電話 | 076-222-7556 | 月～金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 |